

令和 8 年 4 月

固定資産一時貸付利用者 各位

新潟大学財務部財務管理課管理係

固定資産（建物）一時貸付に係る貸付料の改定について

このことについて、令和 8 年 10 月 1 日以降の使用分から下記のとおり改定させていただきますので、ご理解のほど、よろしく願いいたします。

記

収容人員区分	貸付料（税別）	
	（令和 8 年 9 月 30 日使用分まで）	（令和 8 年 10 月 1 日使用分から）
A：～50 人	4,000	5,000
B：51～100 人	6,000	9,000
C：101～150 人	11,000	15,000
D：151～200 人	14,000	21,000
E：201～250 人	19,000	24,000
F：251～300 人	21,000	29,000
G：301 人～	34,000	45,000

- ※ 貸付対象施設の収容人員区分ごとに、1 日当たりの料金（円未満の端数切捨て）を設定する。
- ※ 貸付料には、光熱水料相当分を含む。
- ※ 半日程度（4 時間以下）の使用の場合は、上表の貸付料の半額とする。
- ※ 10 時間を超える使用の場合は追加貸付料を加算する。この場合の 1 時間当たりの追加貸付料は、上表の貸付料の 1/10（百円未満切捨て）とする。

【担当】

国立大学法人新潟大学
財務部財務管理課管理係

TEL：025-262-6048

E-mail：kanzai@adm.niigata-u.ac.jp